

衆議院 議院 運営委員會議録 第四十七号

平成二十一年七月二日(木曜日)

午後零時七分開議

出席委員

委員長 小坂 憲次君

理事 小此木八郎君 理事 今井 宏君

理事 平沢 勝栄君 理事 渡辺 博道君

理事 高木 毅君 理事 小野寺五典君

理事 玄葉光一郎君 理事 渡辺 周君

理事 遠藤 乙彦君

あかま二郎君 井脇ノブ子君

大塚 高司君 奥野 信亮君

亀岡 偉民君 清水清一朗君

谷 公一君 西本 勝子君

若宮 健嗣君 近藤 洋介君

高山 智司君 伊藤 涉君

穀田 恵二君 日森 文尋君

議長 河野 洋平君

副議長 横路 孝弘君

事務総長 駒崎 義弘君

国立国会図書館長 長尾 真君

委員の異動

七月二日

辞任

藤井 勇治君

佐々木憲昭君

保坂 展人君

同日

辞任

西本 勝子君

穀田 恵二君

日森 文尋君

補欠選任

西本 勝子君

穀田 恵二君

日森 文尋君

補欠選任

藤井 勇治君

佐々木憲昭君

保坂 展人君

本日の会議に付した案件

国立国会図書館法の一部を改正する法律案起草の件

国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程制定の件

本会議における議案の趣旨説明聴取の件

本日の本会議の議事等に関する件

○小坂委員長 これより会議を開きます。

まず、国立国会図書館法の一部改正の件、国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程制定の件についてであります。図書館運営小委員長から発言を求められておりますので、これを許します。玄葉光一郎君。

○玄葉委員 第一に、国立国会図書館法の一部改正の件でありますけれども、これは、国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達の手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための制度を設けようとするものであります。

この法律は、平成二十二年四月一日から施行することといたしておりますが、インターネット資料の収集のための複製に係る著作権法の一部改正もあわせて行うことといたしております。

第二に、国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程制定の件であります。これは、たゞいま説明いたしましたインターネット資料の収集のための記録媒体への記録に必要事項を定めるものであります。

この規程につきましては、平成二十二年四月一日から施行することといたしております。

御承認のほど、お願い申し上げます。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程案

(本号末尾に掲載)

○小坂委員長 それでは、まず、国立国会図書館法の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程制定の件につきましては、お手元に配付の案のとおり承認するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 次に、たゞいま本委員会提出とすることを決定いたしました国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 次に、趣旨説明を聴取する議案の件について御協議願います。

○小此木委員 動議を提出いたします。

葉梨康弘君外二名提出の政党助成法の一部を改

正する法律案は、本会議において趣旨説明を聴取しないこととし、議長において政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託されることを、また、第七十回国会、村田吉隆君外四名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案は、本会議において趣旨説明を聴取しないことを望みます。

○小坂委員長 それでは、小此木八郎君の動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小坂委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○駒崎事務総長 まず最初に、日程第一及び第二につき、東経済産業委員長の報告がございます。両件を一括して採決いたしましたして、全会一致であります。

次に、動議により、たゞいま御決定いただきました国立国会図書館法の一部改正案を緊急上程いたします。小坂議院運営委員長の趣旨弁明がございます。以上でございます。

本日議事日程 第三十号

議事日程 第三十号

午後一時開議

第一 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

第二 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置

を講じたことについて承認を求めるの件  
○小坂委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○小坂委員長 次に、次回の本会議及び委員会は、追って公報をもってお知らせいたします。本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「納入」の下に「並びに」第十一章の規定による記録を加える。

第十一章の次に次の一章を加える。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット

資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされているインターネット資料(その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。)について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供しよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の三第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

(著作権法の一部改正)

第三条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製)

第四十二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料(以下この条において「インターネット資料」という。)を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録すること

ができる。

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

第四十九条第一項第一号中「第四十二条の二」の下に、「第四十二条の三第二項」を加える。

第二百二条第一項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改め、同条第九項第一号中「第四十二条の二」の下に、「第四十二条の三第二項」を加える。

理由

国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達的手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程案

国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程  
(収集目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の三第二項に規定するその性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、同条第一項の目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料は、次に掲げるものとする。  
一 当該インターネット資料を公衆に利用可能とした者の事務に係る申請、届出等を受ける

ことを目的とするもの  
二 長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであつて、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるもの  
(インターネット資料の記録を適切に行うために講ずべき手段)

第二条 法第二十五条の三第二項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が講じなければならない手段は、同項のインターネット資料を公衆に利用可能としている電子計算機において、館長の定める基準により、法第二十五条の三第一項の記録を行うために必要な情報を加え、又は同項の記録を妨げる情報を削ることとする。ただし、当該電子計算機について当該手段を講ずる権限を有しない場合は、この限りでない。

(公示)  
第三条 館長は、法第二十五条の三第三項のインターネット資料及び前条の基準を定めるときは、官報により公示するものとする。

(委任)  
第四条 この規程に定めるもののほか、インターネット資料の記録に関し必要な事項は、館長が定める。

附則  
この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日から施行する。